

## 2 3. 海技資格関係業務の現況

### 〔1〕海技資格業務の概要

海技資格制度は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶（総トン数 20 トン未満の船舶等）に乗船させるべき者の資格及び遵守事項を定め、船舶の航行の安全を図ることを目的としている。

当局では、海技士国家試験の実施、船舶職員養成施設等に対する指導監督、免許の登録及び海技免状・小型船舶操縦免許証の交付、更新等の業務を行っている。

#### （1）海技士及び小型船舶操縦士国家試験

海技士国家試験は、当局管内において年 4 回の定期試験及び随時の臨時試験を行っている。

また、小型船舶操縦士になるための国家試験は、国土交通大臣の指定機関である一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会が実施している。

#### （2）登録船舶職員養成施設及び登録小型船舶教習所

国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設の課程修了者は海技士国家試験において筆記試験が免除される。

また、国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所の課程修了者は小型船舶操縦士国家試験において学科試験、実技試験が免除される。

当局管内では、14 機関の船舶職員養成施設及び 14 機関の小型船舶教習所が登録されている。〔7〕のとおり)

#### （3）海技士及び小型船舶操縦士の免許登録と更新等

海技士免許及び小型船舶操縦士免許の登録、海技免状及び小型船舶操縦免許証の交付、海技士及び小型船舶操縦士の身体適性及び知識・技能をチェックするための海技免状更新等業務を、本局、各運輸支局及び海事事務所で行っている。

なお、海技免状等の交付及び更新等の業務を迅速に行うため、海技資格制度事務処理システムの端末を、本局、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島運輸支局及び下関海事事務所に設置している。

また、更新講習を行う登録講習機関（失効再交付を含む）は、当局管内には 16 機関が登録されている。〔7〕のとおり)

### 〔2〕水先業務の概要

水先制度は、船舶が輻輳するなど港・水域において水先人が船舶を安全にかつ速やかに導くことにより、船舶交通の安全・運航能率の増進に資することを目的としている。

また、国際競争力の向上等を目指し、平成 19 年 4 月より水先法が大幅改正され、水先人の等級別制度や水先区の統合、水先料金の上限認可制等の業務効率化・適確化が図られることとなった。

当局では、水先人試験の実施、水先人免状の交付及び更新業務、水先人会の指導監督、強制水先区の航海実歴認定等の業務を行っている。

管内には関門・博多・長崎・佐世保・島原海湾・細島・鹿児島の 7 水先区があり、その内、関門、佐世保が強制水先区となっている。

航海実歴認定は、強制水先区（関門・佐世保）であっても一定の航海実歴を有し、運輸局長の認定を受けた船長は水先人を乗組ませなくとも船舶を運航できる制度である。また、関門特例区においては、外国人船長であっても一定の試験に合格すれば水先人を乗組ませなくてもよい強制水先の緩和措置がとられている。